# <日本乳業協会 新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインより抜粋>

新型コロナウイルス感染症拡大に鑑み、当協会では下記に示した方針に従って対応を行います。なお、国内の感染動向や行政の指針等に変化が生じた場合は、都度ガイドラインを 見直すこととします。

当ガイドラインは業務遂行にあたっての規範を示していますが、勤務時間外の行動については行政の指針等に従い、各自が自覚を持って判断、対策を行うものとします。

### 1. 会議、講習会、イベントなどの扱い

以下のとおりの対応とし、会議等における感染防止対策については、ここに定める もののほか、別紙「会議開催時における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラ イン」に従うものとする。

なお、開催については、公的な要請・ルール等を参考としつつも、主要会員各社や関係団体との協調・足並みを考慮のうえ、状況を鑑みて役員判断として中止することがある。

## (1)協会主催の会議等

- ① 招集・開催の必要性を考慮し、不要不急な集まりは避ける。
- ② Web 開催を検討する。
- ③ 招集者の削減・時間の短縮を検討する。
- ④ 3 密を回避し、実施前の手洗い、アルコール製剤による手指の消毒、および実施 中の換気、マスク着用を徹底する。
- ⑤ 飲食を伴う懇親会、歓送迎会、部署単位での食事会などは自粛する。

#### (2)協会主催の講習会、イベント等

原則として実開催では実施しないものとするが、必要不可欠なものは、感染対策を万全に行うことを条件に、役員ミーティングにて開催を判断する。

# (3)関係先(官庁、学校、自治体、業界団体等)が主催、もしくは当協会と共催の会議、講習会、イベント等

- ① 関係先に内容を確認し、上司と相談のうえ、出欠を判断する。
- ② 飲食を伴う懇親会などについては、原則として出席しないものとするが、必要不可欠なもので、感染対策が万全に行なわれていることの確認を条件に、役員ミーティングにて出席を許可する場合がある。

# 2. 県をまたぐ移動(出張など)について

業務上必要があれば、上司の許可、及び出張先の同意を得ることを前提として、移動(出張)を認める。なお、出張先の求めがある場合には出張者は出張前に当協会が事前に購入した検査キットを使用し、陰性を確認するものとする。何らかの事情でキットを使用できない場合には出張者が検査を行い、陰性を確認するものとし、検査費用は協会負担とする。

マスクの着用、3 密を避ける等の感染予防を徹底し、緊急事態宣言等により移動制限が発出された場合には、その指示に従うものとする。

以上